頭髪指導に関するアンケート調査公表について

平成29年11月29日（水）

教育庁教育振興室高等学校課

* 大阪府立の高等学校154校（全日制137校、定時制（桃谷ⅠⅡ部を含む）・通信制17校）から回答を得た。

○　　今回の回答において、定時制（桃谷ⅠⅡ部を含む）・通信制の17校は校則、指導方針、内規等（＊）に頭髪指導に関する記載はなく、すべての質問項目について該当がなかった。

＊「校則」と「指導方針・内規」について

　 　　　・「校則」とは、児童生徒の健全な育成をめざし、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められる決まりであり、一般的には、生徒手帳や手引きに記載されているもの。

　　 　　　 ・「指導方針・内規」とは、規則の運用について定めているもの。

【アンケート結果の概要】

1. 染色脱色の規定について 　校数 　 率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｑ１ | 染色や脱色を禁止する規定　　　　　　　（　　校則　　） | 121 | 88.3% |
| Ｑ８ | 染色や脱色を禁止する規定　　　　　　　（方針・内規） | 115 | 83.9% |

・染色や脱色について、127校が校則や指導方針のいずれかに禁止の規定を設けている。

（２）パーマ等の禁止の規定について　　　　　　　　　　　校数 　率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｑ２ | パーマやアイロン等を禁止する規定　　（　　校則　　） | 117 | 85.4% |
| Ｑ９ | パーマやアイロン等を禁止する規定　　（方針・内規） | 109 | 79.6% |

・パーマアイロン等について、122校が校則や指導方針のいずれかに禁止の規定を設けている。

（３）髪形の規定について　　　　　　　　　　　　　　　　校数 　 率

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｑ３ | 髪形についての規定　　　　　　　　　　　（　　校則　　） | 37 | 27.0% | ※3 |
| Ｑ10 | 髪形についての規定　　　　　　　　　　　（方針・内規） | 42 | 30.7% | ※3 |
| Ｑ４ | その他頭髪に関わる規定　　　　　　　　（　　校則　　） | 24 | 17.5% | ※3 |
| Ｑ11 | その他頭髪に関わる規定　　　　　　　　（方針・内規） | 27 | 19.7% | ※3 |

・髪形について、64校が校則や指導方針のいずれかに規定を設けている。

・校則や指導方針に明文化していない学校でも、「高校生としてふさわしい髪形

かどうか」を基準にして学校は頭髪指導をしている。

（４）髪の色についての規定

・校則や指導方針に「髪の毛の色は黒に限る」という趣旨の記載はない。

また、過去3年間に「生まれつきの髪の色を変える」指導をした例はない。

（５）違反した場合の改善指導について　　　　　　　　　　校数 　　率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｑ６ | 違反した場合の改善方法規定　　　　　（　　校則　　） | 27 | 14.6% |
| Ｑ13 | 違反した場合の改善方法規定　　　　　（方針・内規） | 82 | 59.9% |

・違反した場合の改善指導については、82校が校則や指導方針のいずれかに規定を設けており、その内容は「改善までの日数を示す」「保護者面談を行う」が多い。

・そのうえで改善が見られない場合は、授業や行事への参加の制限、髪を改善してから登校するなどの指導（＊）を行っている。

＊「指導」について

「退学」「停学」のように生徒の地位や権利に変動をもたらす法的効果を伴う懲戒ではなく、叱責や居残り、訓告や別室指導など地位や権利に変動をもたらさない指導のこと

（６）過去3年間の指導について　　　　　　　　　　　　　 校数 　 率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｑ１５ | 懲戒による出席停止 | 0 | 0.0% |
| 別室指導等の授業への出席の制限 | 22 | 16.1% |
| 別行動等の行事への参加の制限 | 25 | 18.2% |
| 髪を改善してから登校する | 53 | 38.7% |
| 髪をもとの色（生まれつきの色）に戻す | 66 | 48.2% |

・過去3年間にいずれかの指導を実施した学校は　84校

・頭髪指導違反による出席停止の事例はない。

（７）地毛が黒くない生徒への対応について　　　　　　　　　校数 　　率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｑ１７ | 地毛が黒くない生徒への確認 | 109 | 79.6% |

・入学時に口頭での申告により確認している学校が74校あり、書類の提出などの手続きを求めている学校は35校ある。

【教育庁としての見解】

* 頭髪指導の趣旨

頭髪指導について、今回の報告の中には、不適切と思われる校則や指導方針は見られなかった。

頭髪指導は、生徒が規律ある生活を送り、希望する進路の実現を図るためにも学校にとって必要な指導である。

しかし、その指導をどのレベルまで求めるかは、各学校の状況によるものであるため、校長の責任において、各学校にふさわしい校則や指導方針を定めるべきものである。

一方で、頭髪指導にかかわっては、生徒や保護者の中にもさまざまな意見や要望があるため、学校は常に生徒や保護者に対して、指導についての丁寧な説明を行い、理解を求める姿勢を保つことが重要である。

* 頭髪違反に対する指導について

授業や行事への参加制限、髪を改善してから登校するなどの指導については、今回の報告において行き過ぎた指導の実態は見受けられなかった。

ただし、今後、これらの指導を行う際には、

①出来る限りこういった指導に至らないよう、生徒・保護者と十分に対話をしなが

ら指導を進めること。

②生徒・保護者に対し事前に丁寧な説明を行い、理解を得るように努めること。

③受けなかった授業については、課題や補講などにより学習内容を補うこと。

以上のことを改めて学校に対して指導していく。

* 地毛が黒くない生徒への対応について

地毛の確認については、「生徒や保護者の納得感」という観点に基づき、各学校において検討されるべきものである。

* 校則全般の見直しについて

校則や指導方針の中には、過去に定めた規則が見直されないままで、現状と乖離していると思われるものも見られたため、頭髪指導に限らず、校則や指導方針全般について、各学校において学校協議会などで意見をいただいた上で点検するよう指示する。

教育庁として、年度内に点検の結果について報告を求めていく。